神奈川県

令和８年度 神奈川県中小企業制度融資のご案内

災害対応融資



融資の特徴

1. 局地的な豪雨等、様々な災害が対象となります
2. 一般枠は、市町村等にり災を届け出た証明書等があれば融資を申し込めます
3. 最大８億4,000万円まで利用できます

常設（融資限度額）

《一般枠》
最大2億8,000万円

＋

特設（融資限度額）

《別枠》
最大2億8,000万円

＋

《激甚災害枠》
最大2億8,000万円

神奈川県産業労働局金融課

融資概要

融資条件		一般枠	別枠	激甚災害枠
融資対象	対象者	自然災害等によって 設備や建物等が被害を受けた 中小企業者等	自然災害等によって市町村長から セーフティネット保証４号※1の 認定を受けた中小企業者等	激甚災害に指定された 自然災害等によって設備や建物等が 被害を受けた中小企業者等
	所在地	県内全域	セーフティネット保証4号の 指定地域 （令和８年台風第25号に伴う災害 の場合は横須賀市及び三浦市）	激甚災害の指定地域
	必要書類※2	市町村等が発行する り災届出証明書等	市町村が発行する セーフティネット保証４号の認定書	市町村等が発行する り災証明書等
資金使途		事業の再建に必要な 運転・設備資金	経営の安定に必要な 運転・設備資金	事業の再建に必要な 運転・設備資金
融資限度額		2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）	2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）	2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）
融資期間		運転資金：10年以内　設備資金：15年以内 （据置期間2年以内）		
融資利率（固定）		2年以内：年1.5%以内	2年超5年以内：年1.8%以内	5年超15年以内：年2.2%以内
信用保証料率		0.26%～1.42%※3	1.00% （令和８年台風第25号に伴う 災害の場合は0.60%※3）	1.00%

※１　突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等を支援するための措置
※２　他、融資申込書等が必要
※３　県の補助、県信用保証協会の割引後の信用保証料率

融資のお申込みは取扱金融機関へ

銀行	みずほ ／ 三菱ＵＦＪ ／ 三井住友 ／ りそな ／ PayPay ／ 群馬 ／ きらぼし ／ 横浜 ／ 第四北越 ／ 山梨中央 ／ 北陸 ／ 静岡 ／ スルガ ／ 阿波 ／ 東日本 ／ 東京スター ／ 神奈川 ／ 大光 ／ 静岡中央
信用金庫	横浜 ／ かながわ ／ 湘南 ／ 川崎 ／ 平塚 ／ さがみ ／ 中栄 ／ 中南 ／ さわやか ／ 芝 ／ 西武 ／ 城南 ／ 世田谷 ／ 多摩 ／ 山梨
信用組合	ハナ ／ 神奈川県医師 ／ 神奈川県歯科医師 ／ 横浜幸銀 ／ 横浜華銀 ／ 小田原第一 ／ 相愛
政府系金融機関	商工組合中央金庫

■詳細はこちらのホームページをご覧ください

神奈川県中小企業制度融資

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/

神奈川　融資

お問合せ

神奈川県産業労働局金融課（金融相談窓口）

☎045-210-5695

9:00～17:00
年末年始、土日祝除く

2026年11月時点